お知らせ

長寿(後期高齢者)医療制度加入者へのお知らせ

■問い合わせ　国民健康保険課 長寿いきいき係（内線3712・3727）

■8月1日から新しい被保険者証に切り替わります

新しい被保険者証の有効期限は平成28年7月31日となります。

※今お持ちの被保険者証は切り替えないと平成27年8月1日（土）以降は使用できません。

▲被保険者証の色（ピンク）は変わりません

■被保険者証切替

①長寿医療保険料の滞納がない方

【郵送による切替】

新しい被保険者証は7月下旬までに簡易書留で郵送します。

②長寿医療保険料の滞納がある方

【市役所窓口での切替】

保険料の滞納等がある被保険者には封書を郵送します。切替の際には納付相談が必要です。必ず7月中に切替の手続きを行ってください。

※8月からは、医療機関の窓口に新しい被保険者証を提示してください。被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合等をご確認ください。

一部負担金の限度額適用と食事代を減額する制度があります

長寿医療制度の被保険者で住民税非課税世帯の方は、療養を受けたときに支払う一部負担金と入院時の食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

■認定証交付対象

①低所得者Ⅰ→同一世帯の全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方（年金の控除額を80万円として計算）

②低所得者Ⅱ→世帯員全員が住民税非課税の方（低所得者Ⅰに該当する方を除く）

■申請方法

国民健康保険課18番窓口で「減額認定証」の交付を申請してください。

■申請に必要な物

①後期高齢者医療被保険者証

②被保険者本人の印鑑

③代理人が申請をする場合は代理人の印鑑

④申請者の本人確認ができるもの（運転免許証）

■「限度額適用・標準負担額減額認定証」を現在お持ちの方へ

現在お持ちの減額認定証の有効期限は平成27年7月31日です。有効期限が過ぎると使用できなくなります。

■申請手続が不要の方

被保険者証に減額認定証（区分Ⅰまたは区分Ⅱ）が同封されている方。（減額認定証の申請を行ったことのある方で、平成27年度も引き続き住民税非課税世帯に属する方）

■申請手続の対象者へ

対象者は、被保険者証に減額認定証が同封されていない方です。（今までに減額認定証の申請を行ったことがない方で、今年度も引き続き住民税非課税世帯に属する方）申請期限は8月31日（月）までです。

お知らせ

浦添市立図書館 夏休み特別イベントのお知らせ

■問い合わせ　浦添市立図書館（☎876-4946）

■夏休み子どもえいが会

日時 7月21日（火）、23日（木）13時30分～14時

場所 図書館2階視聴覚室

【上映タイトル】

21日（火）『にじいろのさかな』、『にじいろのさかなしましまをたすける！』

23日（木）『ばけものづかい』、『とうふこぞう』、『ゆういのたまご』

■としょまるおはなし会

としょまる巡回先にて、「おはなしの木の会」、図書館ボランティアによる絵本・紙芝居の読み聞かせ等を行います。

としょまる巡回先		
	場　所	時　間
7/22（水）	西原児童センター	15:30～16:20
7/30（木）	経塚ゆいまーるセンター	15:40～16:30
7/31（金）	内間小学校	13:30～14:20
8/ 7（金）	神森小学校	15:30～16:20

■夏休み一日図書館員

夏休みに図書館業務・JICA図書資料室業務を体験してみませんか？

日時 8月6日（木）8時30分～17時

対象 市内在住小学4年生～6年生

定員 4人（要申込※応募多数の場合は抽選）

保険 レクリエーション保険加入必要

申込先 中央カウンター、としょまる（電話受付可）

申込期間 7月16日（木）～26日（日）

抽選日時 7月28日（火）11時。抽選結果は館内および ホームページに受付番号掲載。

■としょかんたんけん隊

ワークシートを解きながら図書館を探検しよう！

日時 7月29日（水）11時～11時45分

対象 市内在住小学2年生～6年生

定員 12人（要申込、先着順）

申込先 中央カウンター、としょまる（電話受付可）

申込期間 7月16日（木）～26日（日）

お知らせ

7月1日(水)より国民年金保険料の免除申請の受付が始まります。

■問い合わせ　市民課国民年金係（内線3111～3116）

国民年金保険料は毎月納めなければなりませんが、収入の減少や失業等により保険料を納めることができない場合があります。そのとき、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や障害・死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため本人からの申請により、保険料が「全額免除」または「一部免除」される制度があります。

保険料の免除および猶予

▼全額免除制度

保険料の全額（月額15,590円）を免除するものです。

免除された期間は年金を受給するための期間には含まれますが、年金受給額は保険料を全額納めたときと比べて2分の1として計算されます。

▼一部免除制度

保険料の一部を免除し、残りの一部を納付していただくものです。

一部免除された期間は受給資格期間に含まれますが、年金受給額は保険料を納めたときと比べて減額されて計算されます。なお、一部免除を受けた期間にこれらの保険料を納めない場合、「未納期間」となり、受給資格期間にも含まれません。また障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されない場合があります。

免除割合	保険料月額
4分の3	3,900円
2分の1	7,800円
4分の1	11,690円

▼若年者納付猶予制度

学生ではない30歳未満の人が対象の制度です。同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得が一定基準以下であれば、保険料の納付が猶予され、その保険料を納付できる期間が10年になります。猶予された期間は、年金を受給するための受給資格期間には含まれますが、納付しなければ年金受給額には反映されません。

▼免除を受けるためには

保険料免除申請受付後、次の基準により日本年金機構が審査し、承認、却下が決定されます。

▼審査基準

①申請する本人・申請者の配偶者・世帯主の平成27年度の所得額。（平成26年1月1日～12月31日の分）

※若年者納付猶予制度については、世帯主の所得額は除く。

②災害・失業・事業の廃止など。

▼引き続き免除希望する場合

原則として毎年7月に申請が必要です。

ただし、全額免除と納付猶予の場合、申請時に「継続申請」を希望し、日本年金機構に承認される と、翌年からは自動的に審査が行われ、本人申請手続が不要になります。（一部例外あり）

※その他の詳細につきましては、市ホームページをご覧ください

▲ホームページはこちら

お知らせ

2015 神宮球場「浦添デー」応援ツアー 参加者募集!

■問い合わせ　商工産業課（内線3166）

東京ヤクルトスワローズ浦添協力会では、2015神宮球場「浦添デー」応援ツアーを実施します。当日は、神宮球場で東京ヤクルトスワローズの応援と浦添市のPRセレモニー等を行いますので、多くの市民や野球ファンの皆さま、このチャンスに是非！是非！「浦添デー」応援ツアーにご参加ください。GO・GO・SWALLOWS!!

実施日

那覇→羽田　8月21日

羽田→那覇　8月22日

※2泊3日の方は8月23日

野球観戦

8月21日

「東京ヤクルトスワローズVS中日ドラゴンズ」（神宮球場）

ツアー参加特典（予定）

普段は見ることができない、そして入ることができない「神宮球場バックヤードツアー」に参加できます。（※先着20人程度）

費用

【1泊2日】64,200円（ツイン）66,200円（シングル）

【2泊3日】76,200円（ツイン）80,200円（シングル）

※1日目以降はフリープランとなります。

※オプショナルツアー料金は別途頂戴します。

定員 40人（最少催行人員20人）

募集期間 7月17日（金）まで。

申込方先 旅行代理店（株）リウボウ旅行サービス浦添市当山2-2-2 ☎876-7991 FAX 876-8296

その他

【旅費に含まれないもの】

①個人的な諸費用

②オプショナルツアー参加代金

主催 東京ヤクルトスワローズ浦添協力会

後援 浦添市・浦添市議会・浦添市教育委員会・浦添商工会議所・浦添市観光協会